

静岡市規則第30号

静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則をここに制定する。

令和 17 年 3 月 28 日

静岡市長

難波 喬司

静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市清水駅東口クライミング場条例(平成15年静岡市条例第130号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により静岡市清水駅東口クライミング場(以下「クライミング場」という。)の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、静岡市清水駅東口クライミング場利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する利用の許可の申請の受付期間は、利用しようとする日の1月前から利用しようとする日までとする。

(利用許可書の交付)

第3条 市長は、クライミング場の利用を許可したときは、静岡市清水駅東口クライミング場利用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(領収書の交付)

第4条 条例第6条の規定により使用料の納入があったときは、領収書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用料の減額又は免除の申請)

第5条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ静岡市清水駅東口クライミング場使用料減額・免除申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、静岡市清水駅東口クライミング場使用料減額・免除決定通知書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第6条 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、静岡市清水駅東口クライミング場使用料還付申請書(様式第6号)に静岡市清水駅東口クライミング場利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、クライミング場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

静岡市清水駅東口クライミング場利用許可申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
電話

次のとおり、静岡市清水駅東口クライミング場を利用したいので、申請します。

利 用 日 時	年 月 日 時から 時まで							
利 用 目 的								
利用の区分及び人員	アマチュアスポーツ等に利用する場合	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	
	その他に利用する場合	人						
備 考								

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市清水駅東口クライミング場利用許可書

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水駅東口クライミング場の利用については、次のとおり許可します。

利 用 日 時	年 月 日 時から 時まで						
利 用 目 的							
使 用 料 の 額	円						
利用の区分及び人員	アマチュアスポーツ等に利用する場合	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人
	その他に利用する場合	人					
備 考							

様式第3号（第4条関係）

（控用）

N0	領	収	原	符
	金		金	円
ただし、静岡市清水駅東ロクライミング場使用料				
			年	月 日

（交付用）

N0	領	収	書
	金		円
ただし、静岡市清水駅東ロクライミング場使用料			
			年 月 日

上記の金額を領収しました。

静岡市出納員（分任出納員） 

様式第4号（第5条関係）

静岡市清水駅東口クライミング場使用料減額・免除申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

申請者

住所

氏名

電話

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

静岡市清水駅東口クライミング場の使用料の減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 日 時	年 月 日 時から 時まで							
利 用 目 的								
使 用 料 の 額	円							
利 用 の 区 分 及 び 人 員	アマチュアスポーツ等に利用する場合	一般	人	生徒等	人	70歳以上の者	人	
	その他に利用する場合	人						
減免を受けようとする理由								
備 考								

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市清水駅東口クライミング場使用料減額・免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった使用料の減額
免除
については、減額する
免除しない
ことに決
定したので、次のとおり通知します。

1 減額・免除する

利 用 目 的				
利 用 日 時	前 年 月 日 午 後 時 分			
区 分	規定使用料	減額・免除割合 減額・免除金額	決定使用料	備 考
金 額	円	割 円	円	

2 減額・免除しない

減 額 ・ 免 除 し な い 理 由	
------------------------	--

様式第 6 号（第 6 条関係）

静岡市清水駅東口クライミング場使用料還付申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

申請者

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話

次のとおり、静岡市清水駅東口クライミング場の使用料の還付を受けたいので、静岡市清水駅東口クライミング場利用承認書を添えて申請します。

利 用 日 時	年 月 日	時から	時まで
利用許可の年月日	年 月 日	第	号
既納の使用料の額	円		